

○うきは市町並み保存地区保存条例施行規則

(令和7年3月21日規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、うきは市町並み保存地区保存条例(平成17年うきは市条例第109号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により現状を変更しようとする者は、現状変更許可申請書(様式第1号)を市長及びうきは市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、設計図書その他市長及び教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(現状変更行為の許可)

第3条 市長及び教育委員会は、前条の規定による許可をする場合は、速やかに現状変更許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 条例第7条の規定による補助金の交付の額は、市長が別に定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付規程による。

(審議会の会長及び副会長)

第6条 条例第8条第1項の規定による審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町並み保存担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前のうきは市町並み保存地区保存条例施行規則(平成17年うきは市教育委員会規則第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

現状変更許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

現状変更許可書

[別紙参照]